

室蘭市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 市史編さんを円滑かつ効果的に推進するため、室蘭市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 市史編さん計画、発刊計画等に関する事。
- (2) 市史の編集及び執筆の状況確認に関する事。
- (3) 市史編さんに必要な資料の調査・収集、整理及び研究に関する事。
- (4) その他市史編さんに関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の関係機関及び各種団体に属する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市史編さんが終了するまでの期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。